多摩川河川整備計画関係都県会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「多摩川河川整備計画関係都県会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 会議は、多摩川水系河川整備計画(以下「河川整備計画」という。)の策定主体である国土 交通省関東地方整備局長が河川法第16条の2第5項に基づく関係都県知事の意見聴取に先 立ち、関東地方整備局と関係都県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討 内容の認識を深めることを目的とする。

(組織)

- 第3条 会議は、別紙で構成される。
 - 2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容 の説明を行う。
 - 3 関係都県は、会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。
 - 4 関係都県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

(情報公開)

- 第4条 会議は、原則として公開する。
 - 2 会議に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生 動植物の生息場所等を示す資料など、公開をすることが適切でない資料等については、会議の 構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

- 第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部及び京浜河川事務所に置く。
 - 2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、会議で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

(附則)

この規約は、令和7年1月14日から施行する。

多摩川河川整備計画関係都県会議の構成

東京都建設局長

神奈川県県土整備局長

国土交通省関東地方整備局河川部長

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長